

第七十七回国会

地方行政委員会議録第十号

(一七五)

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長

小山省二君

理事

左藤恵君

理事

中村弘海君

理事

渡辺紳三君

理事

三谷秀治君

理事

愛野興一郎君

理事

大西正男君

理事

篠田弘作君

理事

渡海元三郎君

理事

井岡大治君

理事

小川省吾君

理事

山田芳治君

理事

林百郎君

理事

小濱新次君

理事

出席政府委員

自治大臣

福田一君

自治大臣官房長官

小川新一郎君

自治省行政局公務員部長

植弘首藤堯君

自治省財政局長官

松浦功君

消防庁長官

調査室長

地方行政委員会

日原正雄君

委員外の出席者

五月十日

地方財政危機突破に関する請願(加藤清政君紹介)(第四一六五号)

同(加藤清政君紹介)(第四一〇〇号)

同(高橋繁君紹介)(第四一〇一號)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

消防法

一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

組合法

の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

地方公務員災害補償法

一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

(内閣提出第六三号)

○井岡委員 私は、日本社会党及び公明党を代表して、ただいま議題になりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

○小山委員長 これより会議を開きます。地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案と議題といたします。

両案については、すでに質疑は終了いたしております。

この際、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対して、日本社会党及び公明党共同による井岡大治君外一名提出の修正案及び林百郎君外二名提出の修正案並びに地方財政法等の一部を改正する法律案に対して、三谷秀治君外二名提出の修正案が提出されております。

この際、各修正案の提出者から、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。井岡大治君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(井岡大治君外一名提出) 地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(林百郎君外一名提出)

修正案

〔本号末尾に掲載〕

このように地方財政が危機に直面することになつたのは、引き続いだ不況とインフレに起因しているのであります。その根本的な原因としては、歴代自民党政権が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度経済成長政策を推進してきましたことによるものであります。そのため自治体においては、過疎過密、公害その他対策に伴う莫大な財政需要を引き起こすことになりましたが、これに対し国が十分な自主財源を付与しなかつたことによるものであります。

われわれは、このような地方財政の危機を開拓し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、地方財政の長期的な見通しに立って、抜本的な恒久対策を講ずべきことを政府に要求してきたのであります。

しかししながら、今回の自民党政権の地方財政政策によりますと、地方交付税率は、依然として三分の一に据え置かれたままであり、国の一般会計の負担としては、わずかに臨時地方特別交付金六百三十六億円の措置を講じたに過ぎず、一兆三千百四十一億円もの莫大な不足額を資金運用部資金の借り入れに依存しているのであります。しかも本來、地方交付税で措置すべき包括算入分及び公共事業費等の一兆一千五百億円においても、これを起債に振りかかるなど今回の政府の財政対策は、地方交付税法の趣旨を大きく逸脱していると言わねばなりません。また財源対策債を含めた地方債の発行予定総額は、四兆八千十億円もの莫大なものとなつておらず、政府資金引き受けの著しい低下と相まって地方財政は、借金依存と質的悪化を深めています。さらに重要なことは、こうした政府の地方財政対策によって、地方自治体の単独普通建設事業など住民生活に直結する事業は著しく低下し、福祉の後退が顕著になっていることがあります。

以上のような自民党政権の地方財政対策では、今日の地方財政危機は、打開されるどころか、ますます深刻化することは明白であります。

したがいまして、この際、地方交付税率の引き上げ措置等を含め、恒久的な一般財源の充実強化を図り、もって地方財政の危機を開拓し、自治の発展を図るため、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、最近における地方行政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以来据え置かれてきた地方交付税率の現行三・三%を三・五%に引き上げることとしております。これによって昭和五十一年度の地方交付税の増加額は、三千六百二十四億円となります。

第二は、最近の地方財政の危機的状況を緊急に改善するため、昭和五十一年度から同五十三年度までの間に限り國稅三稅の八%に相当する額をもつて、第二地方交付税を創設することとしたとしております。

その内容は、第一種交付税と第二種交付税に区分し、それぞれ第二地方交付税額の二分の一の額としておりま

また、その配分についてありますが、第一種交付税については、人口一人当たり一千七十九円、面積一平方キロメートル当たり三十二万二千九百円を単位費用として、すべての都道府県及び市町村に対して交付することとしております。

第二種交付税については、前々年度の決算における民生費の額千円につき百十三円、同じく決算における単独普通建設事業費の額千円につき九十五円を単位費用として交付する特例を付することとしております。なお、昭和五十一年度の第二地方交付税の総額は九千六百六十四億円となります。

第三は、昭和五十一年度に限り、國の一般会計の負担で、臨時地方特例交付金五千二百三十八億円を交付することとしております。その内訳は、財源対策債のうち、包括算入分四千五百億円、精算分の補てん五百五十九億円等であります。が、財源対策債のうち四千五百億円を引いた残りの八千億円については、これは、本来、國が特別事業債として元利償還の全額を負担すべきものであるとの立場から、昭和五十一年度の利子分百五十億円を含むものであります。

第四は、人口急増市町村の財政対策についてであります。昭和五十一年度国勢調査人口が昭和四十五年より、五千人以上かつ一〇%以上増加している市町村を人口急増市町村とし、これら市町村の昭和五十一年度以降発行する義務教育施設整備事業等償還費及び公共用地先行取得事業償還費のそれぞれ五〇%を基準財政需要額に算入することといたします。

第五は、人口急減市町村の財政対策の強化であります。前述と同様の期間において人口減少率が七・五%以上であり、かつ昭和四十八年度から昭和五十一年度までの三ヵ年度の平均財政力指数が四・四未満の市町村を人口急減市町村とし、これら市町村の公用施設及び公用施設建設事業のため昭和五十一年度以降発行した地方債のうち過疎債、辺地債、同和対策事業債、公害防止事業債を除いた地方債の元利償還額の七〇%を普通建設事

業債償還費として基準財政需要額に算入することといたしております。

第六は、都の特例の廃止であります。都の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定に当たっては、特別区を市とみなして都とは別に算定することといたしております。なおこの都の特例を廃止した結果、都に交付される普通交付税につい

て、都は、交付額相当額を都区財政調整交付金の財源に充てるものといたしております。

第七は、普通交付税、特別交付税の割合を変更し、現行九十四対六を九十六対四といたしております。

第八は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備等のための國の財政上の特別措置を廃止することといたしております。

以上が本修正案の提案理由及びその概要であります。慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○小山委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法

等の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案理由並びに要旨を御説明いたします。

戦後最大の地方財政危機は、いま最も深刻な事態となつて推移し、昭和五十一年度地方財源不足が、実に二兆六千二百億円の巨額にも上つてゐるのです。

政府は、この危機を、一兆三千百四十一億円に上る交付税特別会計の借入金や、一兆二千五百億円に上る交付税特別会計の借入金や、一兆二千五百億円の地方債振りかえ措置に見られることといたしております。

第三に、交付税交付金の増に伴い、単位費用の捨て、増税、公共料金引き上げなどの反国民的な方向で切り抜けようとしており、その結果、地方財政危機は、同時に、住民福祉の危機、地方自治のものの危機となつてあらわれております。

今日の地方財政危機は、これまでの、政府の方自治体に対する三割自治の押しつけ、上からの

財政統制による地方財政と地方自治の締めつけ、大企業奉仕の高度成長政策、戦後最大最長の不況とインフレの同時進行による経費増と税の減収によつてもたらされたものであります。

政府の地方交付税法等一部改正案は、地方交付税法や地方財政法のたまえを踏みにじり、基準財政需要額を地方債に振りかえるなど、地方交付

税制度の実質的改悪となつてゐるのであります。

全国の自治体の強い要望は、眞に地方財政危機を開拓し、住民生活向上を目指す財政対策であり、具体的には、地方交付税率の大幅引き上げなどの財源拡充であります。この点で政府の本年度地方財政政策は、まさに全国の自治体と、住民に背を向けるものであります。

わが党は、今日、全国の自治体の強い要望である地方交付税率の引き上げ、地方財源不足の自体負担なしの解決、都の特例の廃止や高度成長政策のための新産、工特などの特別措置を廃止することが必要であると考えております。こうした立場から本修正案を提案するものであります。

次に本修正案の要旨を御説明いたします。

第一に地方交付税率を四〇%(現行三二%)に引き上げます。これにより交付税の法定額は、昭和五十一年度において九千六百六十四億円増加いたします。

第一に、今日の事態のもとで、交付税の所要額を確保するため、一兆五千九百七十七億円を交付税特別会計が借り入れることとしております。この償還は一年据え置き八年償還とし、元利とも国千五百億円の地方債振りかえ措置を行わないことをいたします。

第三に、交付税交付金の増に伴い、単位費用の一般会計の負担とします。これにより、一兆二千五百億円の地方債振りかえ措置を行わないことをいたします。

第四に、都の特例を改正し、都区合算方式を廢止し、特別区に対して交付すべき地方交付税は都

して都に交付された地方交付税は、都、区間の事務の実情に即して配分するようにするものであります。

第五に、地方財政法第五条の特例規定を削除いたします。

第六に、経済の高度成長政策のための新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための國の財政上の特別措置に関する法律並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律は、いずれも從来民衆政府のとつてきた経済の高度成長政策を延長するものでありますので、この延長は行わないことといたしております。

以上が本修正案の提案理由並びに要旨であります。なお、修正案の要綱は別紙に添付しておりますが、これはごらん願うことにして、以上で私の提案理由の説明にかかる次第でございます。慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○小山委員長 林百郎君。

私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、字句の修正をしておきます。本文十二行目の「論外だと言わなければなりません」を削除して「本末転倒と言わなければなりません」を挿入します。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○小山委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 あらかじめ配付した提案理由説明について、字句の修正をしておきます。

本文十二行目の「論外だと言わなければなりません」を削除して「本末転倒と言わなければなりません」を挿入します。

私は、日本共産党・革新共同を代表して、たゞいま議題となりました地方財政法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案理由並びに要旨を御説明いたします。

本改正案は、地方財政法第十一條の規定にもかかわらず、政府が関係法律の整備を怠つてきたことについて、遅まきながら改正を加えるものであります。しかししながら、政府はこれら関係諸法の改正に乗じて、国と地方の負担分野を定めている同法第十三条から、耕土壤養に関する経費など三種類の經

費を削除する改正を行おうとしておるのであります。これら三種類の事務は政府の施策の不十分なことを指摘されるべきことであり、事業等が廃止、縮小されたことを理由に、経費についての国の負担義務の範囲から除外することは本末転倒と言わなければなりません。

日本共産党・革新共同は、これらの削除について、削除しない旨の修正を加えるとともに、関連する家畜保健衛生所法の補助規定の改正を行おうとするものであります。

さらに、都道府県の普通建設事業費の約六%を占めていますが、この際、負担金支出の根拠となつておる同法十七条の一改正するほか、所要の改正を行ふものであります。

以下、修正案の要旨について朗読により、提案にかえます。

一、地方財政法の一部改正の修正

耕土培養、家畜保健衛生所及び爾検定所に要する経費は、国がその全部または一部を負担する経費の範囲から除かない。
二、地方財政法の一部改正

国の直轄事業について、その事務に要する経費を地方公共団体に負担させとはならない。

(第七条の一関係)

三、家畜保健衛生所法の一部改正

国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、家畜保健衛生所に係る創設費、初度調弁費、改修費及び検査機器等設置費、並びに職員に要する経費の二分の一を補助する。

以上が修正案の提案理由並びにその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○小山委員長 以上で各修正案についての趣旨の説明は終わりました。

各修正案については、別に発言の申し出はありません。

この際、各修正案について国会法第五十七条の規定により、内閣の意見があれば、これを聽取いたします。福田(一)國務大臣。たゞいまの地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する日本社会党及び公明党提案の修正案並びに日本共産党・革新共同提案の修正案につきましては、政府としては反対であります。

次に地方財政法等の一部を改正する法律案に対する日本共産党・革新共同提案の修正案につきましては、政府としては反対であります。

○小山委員長 これまで、各修正案について討論を行なっておりましたので、順次これを許します。左藤恵君。

○左藤委員 私は、自由民主党を代表し、政府提案の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成、日本社会党及び公明党提案の同法律案に対する修正案並びに日本共産党・革新共同提案の同法律案に対する修正案に反対、また、政府提案の地方財政法等の一部を改正する法律案に賛成、日本共産党・革新共同提案の同法律案に対する修正案に反対の意見を表明するものであります。

昭和五十一年度における地方財政対策におきましては、最近における地方財政の状況にかんがみ、国と同一の基調により、地域住民の生活安定と福祉充実を図るとともに、景気の回復に資するため、地方財源の十分な確保を図ることとしております。すなわち地方財源の不足に對処するため、一、国的一般会計から臨時地方特別交付金として、六百三十億円を借り入れる、二、交付税特別会計において資金運用部資金から一兆三千億円を交付税特別会計に繰り入れる、三、財源不足に對処するための地方債一兆二千五百億円を発行する、等の措置を講じており、これらの措置は、現下の経済情勢、国の財政状況等から見て、きわめて高

く評価すべきものと認められます。

さて、今回の地方交付税法等の一部を改正する法律案について検討いたしましたところ、昭和五

十一年度の地方交付税の額については、現行の法定額に臨時地方特別交付金及び交付税特別会計の借入金を加算する特例規定を設け、約五兆一千億円を確保することとしており、また、普通交付税の算定については、社会福祉施策の充実、教育水準の向上及び公共施設の計画的な整備を要する財源を措置しているほか、過密過疎対策、消防防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費に係る地方債振りかえ後の所要経費を措置しております。さらに、特別交付税の算定及び交付の時期について、所要の改善措置を講ずることとしております。

また、昭和五十一年度においては、地方財源の不足に對処するための地方債を発行することとしておりますが、この場合に、地方団体が地方財政第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要な財源に充てるための地方債を起こすことができる旨の特例を設けることとし、また、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を延長する等の措置を講じております。

さらに、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等に基づく関係地方団体に対する国財政上の特別措置を引き続き講ずるため、その適用期間を五年間延長することとしており、これらの措置は、

地方財政の立場から見てきわめて適切な措置であると考えられます。

しかししながら、今後、地域住民の福祉の充実、生活環境施設の整備等の諸施策を推進する上で、

地方団体の果たすべき役割がますます増大する

度予算編成に当たっては、年間の見通しを立てて予算を組めない状況を呈しているのであります。

これは、政府が昭和五十一年度の地方財政対策に

おいて抜本的な危機対策を講じようとせず、單なる応急的なびほら策である当面を禦塗する措置に

また、国庫補助負担事業に係る超過負担についても、なお引き続きその完全解消に努めるよう強く希望します。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案に

つきましては、国庫負担金に関する関係法律の規定を整備しようとするものであり、今日の実情に照らし、適切なものと認められます。

以上をもつて、政府提案の一法律案に賛成、日本社会党及び公明党提案の修正案並びに日本共産党・革新共同提案の二修正案に反対の意見の表明を終わります。(拍手)

○小山委員長 山田芳治君

○山田(芳)委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対、地方財政法等の一部を改正する法律案に反対、地方財政法等の一部を改正する法律案に賛成の理由について申し述べるとともに、共産党・革新共同提出の地方交付税法の改正案に対する修正案及び地方財政法の改正案に対する修正案の両修正案に一応反対の意思表示をいたします。そして、社会党及び公明党共同提案の修正案に賛成する討論をいたします。

地方財政の危機は急激に深刻化し、いまや破産寸前にあります。昭和四十九年度決算で、東京、大阪、京都など六都府県が赤字であったものが、

昭和五十年度の決算では、赤字団体数は一挙に三十九に激増し、とりわけ今回の財政危機は、東京、大阪、京都その他のいわゆる富裕団体と言われる府県や、大阪、名古屋などの大都市で大きくあらわれていることは、現在の財政危機は主として各地域の経済力の差異に基づくものではなく、高度経済成長以後の大都市、大都府県に係る財政需要の増大と税財政構造の欠陥の拡大に起因することを物語るものでございます。

したがって、多くの地方団体は、昭和五十一年度予算編成に当たっては、年間の見通しを立てて予算を組めない状況を呈しているのであります。

これは、政府が昭和五十一年度の地方財政対策に

おいて抜本的な危機対策を講じようとせず、單なる応急的なびほら策である当面を禦塗する措置に

終始し、理論的にも現実的にも地方自治確立の立場を放棄し、國の中央集権的財政構造に組み入れる事態をさらに強化したからであります。以下、その具体的な理由を逐次申し述べてまいります。

第一に、地方交付税制度の崩壊と地方債の激増

とその元利償還にかかる問題であります。

昭和五十一年度は、交付税特別会計が資金運用部資金から一兆三千百四十一億円を借り入れ、昨年十月の補正予算で一兆二千億の借り入れを含めれば二兆五千百四十一億という膨大な借入額になつております。この額は交付税率として見るならば、現行税率の一〇%を超えるという膨大な額であります。国税三税の三二%とする現行の交付税制度は、このような状況のもとでは大きく崩壊を意味していると言つても過言ではありません。また、本年度の地方財政対策のもう一つの措置としての財源不足対策債の問題であります。

地方交付税と地方税収をもつしても地方財政計画上の不足額として、本来交付税として基準財政需要額に算入るべき投資的経費の抱括算入分と公共事業費、高校新增設費等合計一兆二千五百億を地方債に振りかえ、これが償還については、後年度において地方交付税に算入して措置しようとしているのであります。これまた交付税の借り入れと同様、交付税の先食いであり、将来の地方財政に大きく問題を残しているものであります。この意味でも、地方交付税制度の崩壊とその抜本的対策を示さるべきであります。すなわち、いまここで地方財政についての抜本策を示さない限り、地方財政は将来危機という以外の何物でもありません。

次に、これらの地方債にかかる緑故債の消化についてであります。地方債総額四兆八千十億円中緑故債二兆八千億に上る公債が國の十三兆にムーブに消化できるかどうか疑問なしとしないところであります。次に、歳出面から見れば、第一に公共事業費の

増大とこれに伴う地方負担増であります。政府の景気浮揚策に対応して膨大な公共事業費を計上していますが、その地方負担額が問題であります。すなわち、公共事業の地方負担額の九五%までを地方債で措置したこと、公共事業優先、公共事業なくしては投資的経費は充実されないという状況を呈しているのであります。

また、五十一年度の普通公共事業費は三兆九千三百八億となつておりますが、その内容を見ると、事業基盤強化関係費が四六%で、生活環境施設、厚生労働施設、住宅など生活基盤整備費はわずか二〇%にすぎません。この発想は、相も変わらず高度経済成長時代と同様であります。

第二に、社会福祉費の抑制であります。

たとえば、生活扶助人員数を昨年度より四万七千人ふやして百十六万四千人と見ておりますが、これは現在の失業者数の増加、就職難の現状からきわめて不十分といえます。

第三に、人件費の圧縮であります。

昨年五月十六日の次官通達の人件費圧縮方針を

引き続き本年も強行し、地方公務員の給与を一律に国家公務員に平準化させようとしております。

このことは、すでに指摘しているように種々問題があり、容認できません。とりわけ、次官通達を悪用し、職員団体とも交渉を行わず給与条例を議会に提出するような、地方自治体の職員の労働基本権を無視する理事者については、強い指導を望むものであります。

第四に、超過負担についてであります。

政府は、五十一年度予算で二百三十一億円の解消措置を講じたといたしております。しかし、物価騰貴及びベース改定分を差し引けばわずか六十四億円にすぎず、昭和四十九年度分として地方六団体の調査結果の六千三百六十億に比べれば、全く九牛の一毛にすぎません。

最後に、地方財政計画には使用料、手数料の大額増が図られており、不況下に住民負担を軽減するのではなく、かえつて大衆負担が加重されてゐることは、私たち声を大にして反対を叫ばざる、地方財政に対する政府の乱暴な支配と干渉と

るを得ません。

以上、今回の政府の地方財政の対策の問題点を指摘し、その地方財政対策の不備をあらわしている点を申し上げ、政府案に対し反対する理由を申し述べ、社会党及び公明党が提案しているように真の地方財政確立のための裏づけ措置を直ちにとるべきであり、私どもの案に賛成されることを期待して、政府案に対する反対の討論といったしま

す。

また、共産党・革新共同提案の修正案には、前進している点もありますが、わが党案に比べればまだ不十分であり、一応反対いたします。

次に、地方財政法の一部改正案については、現状の確認的意味での改正であり、その事態については問題がありますが、あえて反対をいたしません。

共産党・革新共同提案の地方財政法一部改正案に対する修正案には、右の理由により一応反対をいたします。

以上であります。(拍手)

○小山委員長 多田光雄君。

○多田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となつております政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対、同法に対する日本社会党、公明党共同修正案に賛成、日本共産党・革新共同提案の修正案に棄権、政府提出の地方財政法等の一部を改正する法律案に賛成、同法に対する日本共産党・革新共同提出の修正案に賛成の討論を行つるものであります。

まず初めに、政府提出の地方交付税法等一部改正案について述べます。

この地方交付税法等一部改正案は、昭和五十一年度における二兆六千億円にも上る地方財源不足を、地方交付税特別会計の借り入れや地方債などによって取りつくろうことがその中心となつてゐるのあります。

その中身は、地方交付税が地方自治体の独自財源と規定した地方交付税法のたてまえを踏みにじる、地方財政に対する政府の乱暴な支配と干涉と

言わざるを得ないのであります。

著しい財源不足が生じた場合は地方交付税率を改定するという地方交付税法上の条項があるにもかかわらず、政府はこれを一方的に無視し、前年度に引き続いだ借金政策をとっているのであります。交付税率の引き上げは年来にわたる地方自治体共通の強い要求であるにもかかわらず、政府はこの引き上げについて今回も無視し続けているのであります。

基準財政需要額を地方債に振りかえる措置は、本来交付税で措置すべき財源を地方債に置きかえるものであり、地方財政の計画的運営を阻害するのみならず、後年度における自治体の負担増を強制するものであります。

次に、赤字地方債の発行は、地方財政の健全な運営を規定した地方財政法の本旨を踏みにじるものであります。年度に引き続いだ借金政策をとつては、赤字地方債のたてまえを無視し、本来一般財源として交付すべき地方自治体の財源を、特定事業を受けざらとする政府の政策誘導によるものであります。

第三に、交付税の地方債への振りかえについてであります。

この措置は地方交付税のたてまえを無視し、本来一般財源として交付すべき地方自治体の財源を、特定事業を受けざらとする政府の政策誘導による性格を変質させるものであります。

第四に、単位費用の改定であります。

これは地方債振りかえを前提として一部を減額する一方、増加している部分についても各種制度改正による措置などいわば義務的に措置したものにすぎず、全く実情に合わない不十分なものと言わざるを得ません。単位費用の改定は、地方財政の実態に合わせた財政需要に応じて根本的に検討すべきであります。

以上述べたとおり、本地方交付税法改正案は、政府の責任で引き起こした地方財政危機を地方債への振りかえという地方財政制度のたてまえを無謀に踏みにじり、自治体と住民の犠牲に転嫁したものがほかなりません。またこの措置は同時に、政府の地方財政政策の破綻を示すものと言わざるを得ないのであります。したがつて、わが党はこれに反対するものであります。

地方財政法第五条の特例もまた、さきに述べた理由により反対いたします。

新産、工特及び首都圏等の整備のための財政上の特別措置に関する法律の延長は、十年間の実績が明らかにしているように、経済の高度成長政策のための産業基盤整備に自治体財政を誘導するものであり、この延長に反対であります。

以上述べたとおりの理由により、政府提出の方交付税法等一部改正案に反対するものであります。

次に、社会党、公明党共同修正案についてのわが党の態度であります。

第一に、公社案の地方交付税率の引き上げ及び第二地方交付税交付金の創設についてであります

が、次のような問題点を持っております。

今日、全国の自治体が強く要求しているのは、交付税率の大額引き上げであります。公社案では、それが主として第二地方交付税という臨時的措置で行われることです。

いま求められているのは、恒久的な一般財源の強化であり、それはまず交付税率の大額引き上げによる事であります。交付税率の四〇%引き上げが、地方六団体や多くの自治体労働者を初め国民的要求となつてゐる現状に即して見るならば、この統一した要求を推し進めることが重要であると考えます。

第二に、臨時特別交付金の増額でありますが、公社案の増額のうち四千五百億円は、政府の交付税の基準財政需要額を地方債に振りかえた財源対策債を交付税に戻すものであり、この部分は賛成であります。

その他、特別事業債、都の特例廃止、特別交付税率などの問題についても検討を要する部分があり、にわかに賛成できかねるものであり、公社案全体としては棄権の態度を表明しておきます。

したがつて、わが党は、政府案に対する抜本的な修正案を提出するものであり、その内容はすでに述べたとおりであります。

次に、政府提出の地方財政法等の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

まず初めに地方財政法第十一条に規定する関係各法律の補助規定について整備を図ることについては、当然行わなければならなかつたものであり、今回の改正は遅きに失したとはい、その趣旨には賛成であります。むしろこれを

機会に補助基準の拡充や超過負担解消について政府は積極的に対処すべきものであります。

ところが、政府はこれらの改正とは別に、耕土培養事業、家畜保健衛生所、繩検定所に要する経費を地財法第十条の国が負担すべき費用の範囲から削除するという後ろ向きの法改正をあわせて行つてゐるのであります。

すでに審議の中で明らかになつたごとく、耕土培養事業はか一種類の事業は、政府が事業終了などいかなる理由づけを行おうとも、関係農民と自治体にとっては欠くことのできない事業であり、事業の拡大と予算の増額、補助基準の拡充こそ必要であつて、何ら廢止されるべきものではありません。

いま求められているのは、恒久的な一般財源の強化であり、それはまず交付税率の大額引き上げによることであります。交付税率の四〇%引き上げ

が、地方六団体や多くの自治体労働者を初め国民的要求となつてゐる現状に即して見るならば、この統一した要求を推し進めることが重要であると考えます。

第二に、臨時特別交付金の増額でありますが、公社案の増額のうち四千五百億円は、政府の交付税の基準財政需要額を地方債に振りかえた財源対策債を交付税に戻すものであり、この部分は賛成であります。

以上、各法案に対する態度を述べて、討論を終ります。(拍手)

○小山委員長 小川新一郎君。

以上のように、政府原案には不十分な点もありますが、改正点の大半は改善点となつてゐるため、賛成いたします。

以上、各法案に対する態度を述べて、討論を終ります。(拍手)

○小川(新)委員 私は、公明党を代表いたしましたが、ただいま議題となつております内閣提出に係る地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対し、社会党、公明党提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成、共産党提出の修正案につきましては、大筋において理解できますが、なお検討の余地がありますので反対、また内閣提出に係る地方財政法等の一部を改正する法律案については賛成、共産党提出の地方財政法等の一部を改正する法律案に対する修正案に反対する討論を行います。

以下、その要旨を申し述べます。
まず初めに、交付税率の引き上げを含む地方行政の抜本的改革についてであります。
以下、その要旨を申し述べます。
まず初めに、交付税率の引き上げを含む地方行政の抜本的改革についてであります。

長期化する不況とインフレによって地方財政はいまや戦後最大の財政危機に直面し、各自治体は規定期の整合性を理由として提出されている本改正案の趣旨そのものとも矛盾するものであり、この地財法の削除を規定している改正部には残念ながら賛成することはできないのであります。

また、財政危機の実態は、五十年度の決算見込みでも赤字团体が急激に増大している状況や、さらにまた政府の発表した地方財政の中期見通しでも、現在の行政制度のままではここ数年大幅な赤字を生ずることが明らかにされているところであります。

また、低経済成長に入った今日では、従来の高度経済成長の財政構造のままでは、経済情勢の変化に対応することが十分で、従来の国、地方を通ずる行政制度や慣習の見直しが必要であることは、三木総理自身が認めていてもしかわらず、これに対する抜本的見直しが行われております。

今回の政府の地方財政対策は、昨年の借り入れに引き続き、交付税等特別会計が一兆三千百四十億円の借り入れを行つております。また本来地方交付税で措置すべき包括算入分及び公共事業等の一兆一千五百億円を起債に振りかえる措置を講ずるなど、その場しのぎの対策に終始しているにすぎません。交付税会計の膨大な借入金の返済は、後年度の地方財政を圧迫することは明白であります。

このような小手先の財政対策では、民主主義の基盤である地方自治が財政面から崩壊することを恐れるものであります。

第三に、超過負担についてであります。
いまこそ地方財政危機打開のために、国税三税率八%をもつて第二地方交付税制度を創設し、現行交付税率三二%を三五%に引き上げることや、地方税の自主財源を強化する等、地方行財政の抜本的改革を行なべきであります。これらは措置が何らとられておりません。地方交付税率の大幅な引き上げを含めて、地方行財政の改革を断行することを強く主張するものであります。

第二に、地方債についてであります。
今回的地方債の大量増発は、臨時のなものとはいえ、その償還に当たつては、国の一般会計と交換でわざばかりを補てんするのみであり、これは政府の経済見通しによる地方財源不足の穴埋めを一方的に地方に責任転嫁したものであると言わざるを得ません。このままでは、地方財政の後年度負担は膨大なものとなり、今後においだされることは明らかであります。國の施策による今回の地方債増発の元利償還は、あくまで國の責任においてなされなければなりません。しかし、このような措置がとられておりません。しかし、このよだな措置がとられておらず、地方財政はますます窮屈に追い込まれる一方であります。

また、今回の地方債の大量増発の大部分は繩故資金に依存しており、国債の発行と相まって、地方債の大幅な拡充を行なはが、地方繩故債の消化が最も憂慮されております。これに對し、完全消化の確固たる保証が何ら示されおりません。わが党は、地方債について、政府資金の大幅な拡充を行なはが、地方繩故債の消化を図るために、仮称地方公共団体金融公庫を改組し、仮称地方公共団体金融公庫を創設して、地方債資金を充実すべきであると主張しております。

さらに、地方債の許可制について言及すると現行の地方債の厳しい許可制は、戦後の金融事情の混乱していった時代の一時的なものであり、民主的財政運営という立場から、許可制は廃止すべきであります。

第三に、超過負担についてであります。
第三に、超過負担についてであります。
第三に、超過負担についてであります。

超過負担は、国と地方との財政秩序を乱す最もものであり、地方財政を圧迫する元凶として、その完全解消が急務であります。しかし、今回も超過負担解消のための財源はきわめて微々たるものであり、完全解消とはほど遠いものであります。また、超過負担の調査についても、国側の考えのみで、地方側の意向は全く無視されておりません。

したがつてわが党は、超過負担の解消を行つため、超過負担解消法案を提出しておりますが、現在のようないくつかの一方的な超過負担の解消策ではなく、地方団体の意向が十分反映されるように、国と地方の構成による調査会を設け、調査に当たつても全費目を調査すべきであり、また、単価差のみならず、対象差、数量差、認証差についても完全解消を行つべきであります。これら、從来からわが党が主張している措置が全くとられておりません。

第四に、過密並びに過疎対策についてであります。

人口急増市町村の悩みは、言うまでもなく、著しく立ちおくれている生活関連公共施設の整備充実であります。中でも、義務教育施設の整備は、社会増が低下したとはいふものの、児童、生徒の自然増が依然急増を続けていたため、施設の整備は、今後当分は大きな財政負担になることは必至であります。また、これらの地域は、地価が高いため、現行の足切り制度や交付率の低い用地補助制度では、建築費よりも用地費の方が大きな負担となることは周知の通りです。したがつて、補助制度についても、府県立高校を補助対象に加えるとともに、従来のような建築費重点の考えを根本的に改善しなければなりません。

その他、ごみ、屎尿処理、公害、交通安全対策等、住民生活に密着した施設等についての財政措置を充実強化すべきであります。十分な対策がとられておりません。

また、過疎対策についても、過疎地域は税源が乏しく、交付税以外は一般財源も十分でないのが

実情であります。したがつて、過疎対策を強化するため、過疎地域緊急措置法を改正し、対象団体の拡大を図るとともに、交付税をもつと手厚く配分する措置をとるべきであります。

第五に、公営企業についてであります。

一昨年來の物価、人件費の増大により、交通、病院、水道など、生活に密着した公営企業会計はますます経営が苦しくなつております。公営企業の経営の健全化を図るために、特例債を発行し、五十年度末の不良債務のたな上げを行い、その後の特例債の元利償還については、国が大部分を持つなどの措置を講ずるほか、補助制度の拡充、一般会計との負担区分の改善を図ることを強く希望するものであります。

最後に、地方財政法等の一部を改正する法律案についてであります。

今回の改正案は、主に手続的な規定の整備ありますので、賛成の立場をとります。

以上をもつて討論をいたします。(拍手)

○小山委員長 折小野良一君。

○折小野委員 私は、民社党を代表して、ただいま議題となつております各議案について、まずその賛否を申し上げます。

内閣提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対、同じく地方財政法の一部を改正する法律案に賛成、次いで、日本共産党及び公明党提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案に反対、同様に日本社会党及び公明党提出の同法律案に対する修正案に反対、さらに日本社会党及び公明党提出の同法律案に対する修正案に反対させていただきます。

主として地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対の理由を申し上げます。

本来わが国の地方自治は、主として制度的な面からする國の立場と、主として運営の面からする

地方の立場と、双方の努力があつて初めてその本旨に沿つた發展を遂げることができるのであります。

す。

今日の地方財政の危機を克服するにつきまして

も、事態が敵しければ敵しいだけ地方財政のあるべき姿を明確にし、これを目標にして抜本的な対策とその努力がなされなければなりません。昨年からことしにかけての応急措置で当面の財政運営は一応堵いがつくといたしましても、そのことは同時に、将来に對して大きな財政負担を残し、さら

に財政硬直化の原因をつくることになるのであります。しかも、これまでの高度成長の過程においては、地方行政の基本に触れる多くの問題が発生し、改善、改革を望む機運もまた高まつてしまつております。

今日のピンチは、一面改革のための絶好のチャンスであります。五十一年度の措置において抜本対策の第一歩を大きく踏み出すべきであったと考えます。目標を明らかにし、方向を示すことが國としての最大の使命でなければなりません。

右の趣旨において、この法案は制度本来の今日的情勢に即した機能を果たすにも十分でなく、したがつて国民の期待にこたえるものであります。

以上、私のこの法案に対する根本的な反対の理由を申し上げて、反対討論をいたします。(拍手)

日本社会党及び公明党提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案に反対、同じく日本共産党、革新共同提出の同法律案に対する修正案に反対、さらに間違えたところがあつたそうですが、ただいま申し上げたように、日本社会党及び公明党とひとつ訂正させていただきま

す。

○小山委員長 山崎拓君。

○山崎拓委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして、地方交付税法等の一部を改正する法律案に對し、附帯決議を付したいと思います。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。山崎拓君。

○小山委員長 山崎拓君、山本弥之助君、小瀬新次君とおり可決すべきものと決しました。

○小山委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕

次に、原案について採決いたします。

○小山委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決いたします。

〔賛成者起立〕

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、林百郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕

三、国庫補助負担制度の超過負担については、引き続きその完全解消措置を講ずるとともに、あわせて対象差、数量差についても、その改善合理化を図ること。

四、上・下水道、清掃施設、教育施設、社会福祉施設等生活関連公共施設の計画的整備を図るために、國庫補助負担制度の拡充強化を図ること。

五、人口急増対策、過疎対策、公害対策等住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策に対する財政措置の充実強化を図ること。

六、地方交付税の基準財政需要額の算定に当つては、地方団体の財政需要を勘案して単位費用等の改善充実に努めること。

七、地方債については、政府資金の拡充を図るほか、繰故債の消化の円滑化、償還期限の延長、起債手続きの簡素化等改善措置を講ずるとともに、地方公営企業金融公庫を地方団体金融公庫（仮称）に改組し、地方債資金の充実を図る等の方針を講ずること。

八、住民生活に不可欠な地方公営企業の経営の現状にかんがみ、引き続き国庫補助制度の拡充強化を図るとともに、総合的な経営健全化対策を講ずること。

九、公営ギャンブル収入の均一化については引き続き強化を図ること。

以上であります。

（拍手）
○小山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長 起立総員。よって、本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○小山委員長 次に、地方財政法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
まず、三谷秀治君外二名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小山委員長 起立少數。よって、本修正案否決されました。
次に、原案について採決いたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小山委員長 起立少數。よって、本修正案否決されました。
以上で趣旨の説明は終わりました。

すので、これを許します。福田自治大臣。
○福田（一）國務大臣 ただいま満場一致で御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと思います。

二、国と地方団体相互の利害に關係がある事務については、すみやかに法律上の規定を整備すること。
三、農林行政に関し、地力保全その他の事が進んで経費を負担する必要があると認められる事務については、すみやかに法律上の規定を整備すること。
右決議する。

何とぞ、皆様方の御賛同をお願いいたします。

○小山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小山委員長 起立総員。よって、渡辺紘三君外四名提出の動議のとく附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田自治大臣。

○福田（一）國務大臣 ただいま満場一致で御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと思います。

○福田（一）國務大臣 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の三案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

二、國務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の三案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

三、農林行政に関し、地力保全その他の事が進んで経費を負担する必要があると認められる事務については、すみやかに法律上の規定を整備すること。
三、農林行政に関し、地力保全その他の事が進んで経費を負担する必要があると認められる事務については、すみやかに法律上の規定を整備すること。
右決議する。

何とぞ、皆様方の御賛同をお願いいたします。

○小山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小山委員長 起立総員。よって、渡辺紘三君外四名提出の動議のとく附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田自治大臣。

○福田（一）國務大臣 ただいま満場一致で御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと思います。

○福田（一）國務大臣 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。
昭和四十二年度以後における産業経済の発展及び科学技術の進歩に伴い、屋外タンク貯蔵所はますます大規模化してまいっておりますが、昨年の岡山県倉敷市における重油流出事故に見られるように、一人、災害が発生した場合には、その地域社会に重大な影響を及ぼすことは御承知のとおりであります。
こうした事態にかんがみ、今回、消防法を改正し、市町村長等の委託に基づいて屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査その他の検査の充実を図る等屋外タンク貯蔵所に関する規制の強化の措置を講じようとするものであります。

○小山委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○小山委員長 内閣提出に係る消防法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における地方公営企業の財政の自主性を尊重し、國と地方の適切な財政関係を確立すること。
第一は、危険物の規制に関する、次の三点について上げます。
次に、この法律案の内容につきまして御説明申します。

第一は、危険物の規制に関する、次の三点について上げます。
次に、この法律案の内容につきまして御説明申します。

タンクを有する製造所、貯蔵所または取扱所のタンクに係る工事について、その工事の工程ごとに特定の事項につき完成検査前に検査を受けなければならないことにいたしました。

第二点は、屋外タンク貯蔵所に係る保安に関する検査の新設であります。

屋外タンク貯蔵所のうち大規模なものにあつては、定期に、さらに中規模以上のものにあつては、不等沈下等が生じた場合に、それぞれ保安に関する検査を受けなければならないことにいたしました。

第三点は、危険物保安技術協会への委託であります。

市町村長等は、中規模以上の屋外タンク貯蔵所について、設置の許可、完成検査前の検査または保安に関する検査を行う場合には、危険物保安技術協会に技術的審査を委託することができることといたしました。

第二点は、危険物保安技術協会の設立について所の規定を設けようとするものであります。

危険物保安技術協会は、全国知事会等の代表者及び危険物の保安について識見を有する者が、発起人となり、自治大臣の認可を受けて一を限り設立されるものであり、市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る技術的審査に関する事務等を行うものであります。

以上のはか、罰則の強化その他規定の整備を図ることとしております。

以上が、消防法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額を図るため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議願っておりますが、これに伴い、地方公務員の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議願っておりますが、これに伴い、地方公務員の

退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式に係る退職年金等についての定額部分の額の引き上げ及び定額部分に係る加算限度年数の延長、公務によらない廃疾年金等に係る受給資格の緩和及び廃疾認定日まで

の期間の短縮、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員期間の延長等の措置を講ずるとともに、地方議會議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講ずる必要があ

ります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申します。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項であります。

その一は、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、その定額部分の額を引き上げ、定額部分に係る加算限度年数を延長す

ることとともに、通算退職年金についても、その定額部分の額を引き上げる措置を講ずることとしており

ます。

その二は、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしてお

ります。

その三は、公務によらない廃疾年金及び遺族年金並びに廃疾一時金の受給資格期間を他の公的年金制度の被保険者期間と合算して一年以上とする措置を講ずることとしております。

その四是、組合員の資格を喪失した後継続療養費の支給を受けている者に係る廃疾認定日までの期間を療養の給付等の支給開始後一年六ヶ月に短縮する措置を講ずることとしております。

その五は、遺族年金に係る扶養加算の額を引き上げる措置を講ずるとともに、遺族である寡婦について遺族年金の額に一定額を加算する制度を創設することとしております。

その六は、通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、その遺族に通算遺族年金を支給する制度を創設するとともに、これに伴う必要な調整措置を講ずることとしております。

その七は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十四万円に引き上げることとしております。

その八は、任意継続組合員期間を二年に延長す

ることとしております。

その九は、以上の措置のほか、年金である給付の額の端数計算の方法、厚生年金保険の被保険者であった者の職員でなかった期間に対する年金の算定等に関する必要な改善措置等を講ずることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。

その一は、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式に係る退職年金等についての定額部分の額の引き上げ及び定額部分に係る加算限度年数を延長することとしております。

その二は、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしてお

ります。

その三は、公務によらない廃疾年金及び遺族年金並びに廃疾一時金の受給資格期間を他の公的年

金制度の被保険者期間と合算して一年以上とする措置を講ずることとしております。

その四是、組合員の資格を喪失した後継続療養費の支給を受けている者に係る廃疾認定日までの期間を療養の給付等の支給開始後一年六ヶ月に短縮する措置を講ずることとしております。

その五は、遺族年金に係る扶養加算の額を引き上げる措置を講ずるとともに、遺族である寡婦について遺族年金の額に一定額を加算する制度を創設することとしております。

その六は、通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、その遺族に通算遺族年金を支給する制度を創設するとともに、これに伴う必要な調整措置を講ずることとしております。

その七は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十四万円に引き上げることとしております。

その八は、任意継続組合員期間を二年に延長す

ることとしております。

その九は、以上の措置のほか、年金である給付の額の端数計算の方法、厚生年金保険の被保険者であった者の職員でなかった期間に対する年金の算定等に関する必要な改善措置等を講ずることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。

その一は、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式に係る退職年金等についての定額部分の額の引き上げ及び定額部分に係る加算限度年数を延長することとしております。

その二は、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしてお

ります。

その三は、公務によらない廃疾年金及び遺族年

金並びに廃疾一時金の受給資格期間を他の公的年

金制度の被保険者期間と合算して一年以上とする措置を講ずることとしております。

その四是、組合員の資格を喪失した後継続療養費の支給を受けている者に係る廃疾認定日までの期間を療養の給付等の支給開始後一年六ヶ月に短縮する措置を講ずることとしております。

その五は、遺族年金に係る扶養加算の額を引き上げる措置を講ずるとともに、遺族である寡婦について遺族年金の額に一定額を加算する制度を創設することとしております。

その六は、通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、その遺族に通算遺族年金を支給する制度を創設するとともに、これに伴う必要な調整措置を講ずることとしております。

その七は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十四万円に引き上げることとしております。

その八は、任意継続組合員期間を二年に延長す

ることとしております。

その九は、以上の措置のほか、年金である給付の額の端数計算の方法、厚生年金保険の被保険者であった者の職員でなかった期間に対する年金の算定等に関する必要な改善措置等を講ずることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。

その一は、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式に係る退職年金等についての定額部分の額の引き上げ及び定額部分に係る加算限度年数を延長することとしております。

その二は、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしてお

ります。

その三は、公務によらない廃疾年金及び遺族年

金並びに廃疾一時金の受給資格期間を他の公的年

金制度の被保険者期間と合算して一年以上とする措置を講ずることとしております。

その四是、組合員の資格を喪失した後継続療養費の支給を受けている者に係る廃疾認定日までの期間を療養の給付等の支給開始後一年六ヶ月に短縮する措置を講ずることとしております。

その五は、遺族年金に係る扶養加算の額を引き上げる措置を講ずるとともに、遺族である寡婦について遺族年金の額に一定額を加算する制度を創設することとしております。

その六は、通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、その遺族に通算遺族年金を支給する制度を創設するとともに、これに伴う必要な調整措置を講ずることとしております。

その七は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十四万円に引き上げることとしております。

その八は、任意継続組合員期間を二年に延長す

現行の休業補償にかえて、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に相当する額の傷病補償年金を支給することとしたことあります。

第二は、身体障害に対する評価の改善であります。一般、労災保険制度において障害等級の改正が行われたことを考慮し、神経系統の機能または精神の障害等についての評価を改善することとし、別表に定める障害等級表の改正を行うこととあります。

第三は、その他災害補償の内容等の改善整備であります。

その一は、平均給与額の算定方法の改善であります。補償額の算定の基礎となる平均給与額につきまして、一般私傷病のため勤務することができなかつた日数及びその間の給与についてもその計算の基礎となる日数及び給与から控除することといたします。

その二は、同一の事由について地方公務員災害補償法による年金たる補償と厚生年金保険法等による年金たる給付とがあわせ行われる場合の年金たる補償の年額の調整について、その方法を改善整備したこととあります。

その三は、以上の措置と関連して所要の規定の整備を図るものであります。

以上が地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○小山委員長 以上で三案についての提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る十三日木曜日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(井岡大治君外一名提出)

地方交付税法等の一部を改正する法律案の一部

を次のように修正する。

第一条のうち第十二条の改正規定の前に次のよう加える。

第六条第一項中「百分の三十二」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十一」を「百分の三十五」に、「として」を「超えて」に改める。

第六条第二項中「百分の九十四」を「百分の九十六」に改め、同条第三項中「百分の六」を「百分の四」に改める。

第一条のうち第十六条の改正規定の次に次のように加える。

第二十一条を次のように改める。

(都等の特例)

第二十一条 交付税の算定に関しては、都は道

府県と、特別区の存する区域は、都に交付されると、それぞれみなす。

3 都は、前項の規定により交付される交付税の額に相当する額を、地方自治法第二百八十一条第二項の規定に基づく都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置を要する経費の財源に充てなければならぬ。

4 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

第一条のうち附則第七条の改正規定を次のように改める。

(昭和五十一年度分の交付税の額の特例)

第七条 昭和五十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額

第一条のうち附則第十九項から第二十一項まで

の改正規定を次のように改める。

附則第十九項を附則第十二条第一項とし、附則第二十項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

第十三条 当分の間、人口急減市町村(国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値が〇・〇七五以上であり、かつ、第十四条の規定により算定した当該市町村の基準財政

の額に相当する額を、地方自治法第二百八十一条第二項の規定に基づく都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置を要する経費の財源に充てなければならぬ。

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる

経費の種類	測定期位	測定期位	単位費用
普通建設事業償還	公共施設及び公用施設の建設事業費(災害復旧に係るものを除く)の財源に充てるため昭和五十一年度以降に発行された地方債に係る元利償還金	千円につき 七〇〇〇〇	円銭

表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定期位の算定の基礎	表示単位
千円につき 七〇〇〇〇	円銭

3 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における前二項の規定の適用について必要な事項は、自治省令で定める。

第十四条 当分の間、人口急増市町村(国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口が五千人以上であり、かつ、当該控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一以上である市町村をいう)に対して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十二条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定期位の単位費用に次項の規定により算定した測定期位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

収入額を第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和五十一年度前三年度内の各年度に係るものを合算したもの三分の一の数値が〇・四未満である市町村をいう)に対して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定期位の単位費用に次項の規定により算定した測定期位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

公共用地先行取得事
業債償還費

施設整備事業債及び一般廃棄物処理事

千円につき 五〇〇〇〇

- 2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる経費につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示单

経費の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
義務教育施設整備事業債等償還費	昭和五十一年度以降において発行を許可された義務教育施設整備事業債(当該地方債に係る財源に充てることができるもの)を除く。又は他の地方団体からの元利償還金(当該地方債に係る國又は他の地方団体からの元利補給額に相当する額を除く)	千円

位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

公共用地先行取得事
業債償還金

道路、河川その他の公共施設の整備に必要な土地の先行取得に係る経費に充てることができるもの(当該年度における元利償還金(当該地方債に係る國又は他の地方団体からの元利補給額に相当する額を除く))を除く。

千円

- 3 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における前二項の規定の適用について必要な事項その他これららの項の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

附則第二十一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項を附則第十五条とし、同条に見出しとして「(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)」を付し、同条の次に次の六条を加える。

(第二地方交付税)

国と地方団体との間の適正な事務の再配分及びそれに伴う財源の再配分に基づく国の財政と地方団体の財政との適正な関係が確立されるまでの間、臨時に、地方団体に第一地方交付税(以下「第二地方交付税」という。)を交付するものとする。

- 2 第二地方交付税は、毎年度、一月に交付する。

(第一地方交付税の総額)

第十七条 所得税、法人税及び酒税の収入額の

団体に対しても交付する。

2 各道府県又は市町村に対し毎年度分として交付すべき第一種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる算定単位ごとの下欄に掲げる単位金額に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を当該道府県又は市町村

について合算した額(以下この項において「算定額」という。)とする。ただし、算定額の合算額が第一種交付税の総額を超える場合においては、第一種交付税の総額を算定額でん分した額とする。

3 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれの中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示單

算定単位	人 口	面 積	算定単位	人 口	面 積
単 位	一 人 につ き	一 平 方 キ ロ メ ト ル につ き	単 位	一 、〇七九〇〇	円 銭
金 領	一 、〇七九〇〇	円 銭	金 領	一 、〇七九〇〇	円 銭

位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

3 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれの中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示單

算定単位の種類	算定単位の数値の算定の基礎	算定単位	人 口	面 積	算定単位
一 人 口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による	一 人	当該道府県又は市町村の人口	一 平 方 キ ロ メ ト ル につ き	三一三一、九〇〇〇〇
二 面 積	建設省国土地理院において公表した最近の当該道府県又は市町村の面積	二 面 積	当該道府県又は市町村の人口	平 方 キ ロ メ ト ル	一 、〇七九〇〇

(第二種交付税)

第二十条 第二種交付税は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に限り、当該

各年度の基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して交付する。

2 各道府県又は市町村に交付すべき第二種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる経費の種類及び中欄に掲げる算定単位ごとの下欄に掲

経費の種類	算 定 单 位	単 位 金 額
民 生 費	決算における民生費の額	千円につき 一一三〇〇 円 銭

げる単位金額に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を当該道府県又は市町村について合算した額(以下この項において「算定額」という。)とする。ただし、おいて「算定額」という。)とする。ただし、算定額の合算額が第二種交付税の総額を超える場合においては、第二種交付税の総額を算定額であるとした額とする。

2 每年度分として交付すべき第一種交付税及び第二種交付税の総額は、それぞれ前条第一項の額の百分の五十に相当する額とする。

(第一種交付税)

第十九条 第一種交付税は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に限り、地方

3 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位

に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。

中第二十一条を第二十二条とし、第十三条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の二条を加える。」と改まる。

第一條のうち第三十三条の二の改正規定を削る。

算定単位の種類	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 決算における 民生費の額	当該道府県又は市町村の決算(当該年度の前前年度のものを含む。次号において同じ。)における社会福祉及び社会保障に関する事業で自治省令で定めるものに係る経費	千円
二 決算における 単独普通建設事 業費の額	当該道府県又は市町村の決算における国庫の補助金、負担金及び公用施設の建設の事業で自治省令で定めるものに係る経費	千円

第二十一条、第四条、第五条(第五項を除く。)、
第八条、第九条、第十六条第三項、第二十条

附則第三項中附則第二項の改正規定の前に次の
ように加える。

第六条第一項中「百分の三十一」を「百分の
第一條のうち第十二条の改正規定の前に次のよ
うに加える。

附則第三項のうち、附則第三項の改正規定中「一兆三千百四十一億円」を「一兆五千九百七十七億円」に改め、同項の表の改正規定中「一千二十九億円」を「一千三百七十億円」に、「一千一百九

から第三項まで及び第二十二条の規定は、第一二交付税について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第三項中附則第三項の改正規定を削る。
附則第三項中附則第八項の改正規定の次に次の
よう加える。
附則に次の一項を加える。

四十」に改め、同条第一項中「百分の三十一」を「百分の四十」に、「こえて」を「超えて」に改める。
第一条のうち第十六条の改正規定の次に次のよう^うに加える。

「十億円」を「二千三百七十億円」に、「二千一百九
十億円」を「二千六百四十億円」に、「二千五百
九十九億円」を「二千九百四十億円」に、「二千九
百二十億円」を「三千一百七十億円」に、「三千
二百九十九億円」を「三千六百四十億円」に、「三
千七百二十億円」を「四千七十億円」に、「四千

「五〇」に、「一一七〇〇〇」を「三五〇〇〇」に改め、同表の改正規定中市町村の項中「七六一」を「一四六一七」、「八〇一」を「七七五

年度に限り、第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二地方交付税交付金」(同法による第二地方交付税の交付金をいう。)、地方譲与税譲与

(都等の特例) 第二十一条を次のように改める。
第二十一条 交付税の算定に関しては、都は道府県と、特別区の存する区域は一の市町村と、それぞれみなす。

百九十九億八千万円」を「四千五百四十九億八千万円」に改める。
附則第三項中附則第八項の改正規定を次のように改める。

第二条のうち第三十三条の二の改正規定を削る。

和五十二年度及び昭和五十三年度にあつては当
社の所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそ
れぞれの百分の八に相当する金額の合算額(昭

特別区の存する区域に係る交付税は、都に交付する。
この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

第六条第一項第一号に改め、「合算額を加算し
た額」とし」の下に、「昭和五十一年度分にあつ
ては同法附則第七条第一号に掲げる額を加算し
た額」とし」を加え、「昭和五十五年度まで」を
「昭和六十一年度まで」に、「下欄に掲げる額」

第六条、第六条の二、第二項及び第三項、第十二条
第一項及び第二項、第十三条第五項、第十四条
第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条

で、まだこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該第一地方交付税に相当する金額を

「六百三十六億円」を「五百九十一億円」に改める。
年
度
加

四条並びに別表の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用し、第一条の規定による改正後の同法附則第十六条から第二十一条までの

との合算額に相当する金額」と読み替えるものとする。

昭和五十二年度
昭和五十三年度
加

十四億円
七十億円
十六億円
六千万円

千三百五十億円
千四百九十九億円

昭和五十六年度
昭和五十七年度
昭和五十八年度
昭和五十九年度
昭和六十一年度
昭和六十一年度

一千八百三十億円
二千三十億円
一千二百六十億円
一千五百三十億円
一千八百四十七億円

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 政府は、速やかに、昭和五十一年度の道府県及び市町村の基準財政需要額の算定の基礎となる第一条による改正後の地方交付税法別表に掲げる単位費用で投資的経費に係るもののが改定について検討を加え、これに關し必要な法律案を提出しなければならない。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十一年度において、九千六百六十四億円の見込みである。

地方財政法等の一部を改正する法律案に対する修正案

地方財政法等の一部を改正する法律案の一部を次のように改める。

第一条のうち第十一条の改正規定を次のように改める。

(国が地方公共団体に負担させてはならない経費)

第十条第十号中「水産協同組合」を「水産業協同組合」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方財政法第十七条の二、第十九条第二項並びに第二十五条第一項及び第三項の改正規定は、別に法律で定める日から施行する。

2 国が地方財政法第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合における地方公共団体の負担金の廃止について必要となる関係法律の整備に関しては、別に法律で定める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十一年度において、一千四百五十八億円である。

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一
部を次のように改正する。

第十七条の二 国は、第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合は、その事務に要する経費を地方公共団体に負担させてはならない。

第十九条第一項中「負担金等の」を削る。

第二十五条第一項中「並びに地方公共団体の負担金」を削り、同条第三項を削る。

第十一条を第十二条とし、第六条から第十条ま

昭和五十六年度
昭和五十七年度
昭和五十八年度
昭和五十九年度
昭和六十一年度

一千六百五十億円
一千八百三十億円
二千三十億円
一千二百六十億円
一千五百三十億円
一千八百四十七億円

「危険物保安技術協会」に改める。
第十一條の三を第十一條の五とする。

第十一條の二「第二項中「前条第七項」を「第十一条第七項」に改め、同条を第十一條の四とする。

第十一條の次に次の二條を加える。

第一条 第六条 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

（家の補助） 第七条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、家畜保健衛生所に係る創設費、初度調弁費、改修費及び検査機器等設置費並びに職員に要する経費の二分の一を補助する。

附則 第七条 この法律は、都道府県に對し、政令で定めるところにより、家畜保健衛生所に係る創設費、初度調弁費、改修費及び検査機器等設置費並びに職員に要する経費の二分の一を補助する。

附 則

二 「危険物保安技術協会」に改める。
第十一條の三を第十一條の五とする。
第十一條の二「第二項中「前条第七項」を「第十一条第七項」に改め、同条を第十一條の四とする。

二 前条第一項の場合において、同項の貯蔵所

が政令で定める屋外タンク貯蔵所であると
き。当該屋外タンク貯蔵所に係る特定事項
のうち政令で定めるものが第十條第四項の技
術上の基準に適合するかどうかの審査

第十一条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかの審査を協会に委託することができる。

第十六条の中「危険物取扱者試験」を「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に係る特定事項の検査、危険物取扱者試験」に、「書換」を「書換え」に、「移送取扱所」を「屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所」に改める。

第十六条の七中「廃止」の下に「又は市町村の

廃置分合若しくは境界変更があつたこと」を加え、「市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合における」を削り、「から第十二条の三まで」を「第十二条の二、第十二条の四、第十二条の五」に改め、「第十二条の六」の下に「第十二条の七第二項」を、「第十四条の三」の下に「第十六条の三第三項」を加え、「においては、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出は、変更後の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす」を「における変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出の効力その他この章の規定の適用に係る特例については、政令で定める」に改める。

第十六条の九中「及び」を「又は」に、「運搬、詰替その他の取扱」を「取扱い又は運搬」に改める。

第三章の次に次の第一章を加える。

第三章の二 危険物保安技術協会

第一節 総則

第十六条の中「危険物保安技術協会は、第十二条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物の貯蔵、取扱い又は運搬（航空機、船舶、鉄道又は軌道によるもの）を除く。以下この章において同じ。」の安全に関する試験、調査及び技術援助等を行い、もつて危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする。

第十六条の十一「危険物保安技術協会（以下この章において「協会」という。）は、法人とする。

第十六条の十二 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第十六条の十三 協会は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いてはならない。

第十六条の十四 協会は、政令で定めるところに登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十六条の十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第十六条の十六 協会を設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する市長、町長の全国的連合組織の推薦する市長、町長及び危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安について識識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

前項の事業計画書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第十六条の十七 発起人は、定款及び事業計画書を自治大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十六条の二十一 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第十六条の二十二 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第十六条の二十二 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

第一節 管理 第十六条の二十二 協会の定款による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

第一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

第二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

第三 協会の定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条の二十三 協会に、役員として、理事長

の経理的及び技術的な基礎を有すると認めら

れること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に係る保証の確保が図ること。

第五条の十九 自治大臣は、前条の規定により認可をしたときは、選挙なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、第十六条の二十五第一項の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条の二十 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条の二十一 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第十六条の二十二 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

第一節 管理 第十六条の二十二 協会の定款による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

第一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

第二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

第三 協会の定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条の二十三 協会に、役員として、理事長

の業務を総理する。

理事会は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、協会の業務を監査する。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事会長又は自治大臣に意見を提出することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

理事長は、前項の規定により理事を解任しようとすると、自治大臣の認可を受けなければならない。

第十六条の二十九 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十六条の三十一 協会の職員は、理事長が任命する場合には、監事が協会を代表する。

第十六条の三十二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

第十六条の三十三 協会の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第十六条の三十四 協会は、第十六条の十の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行なうこと。

二 危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。

三 危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第十六条の十の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

協会は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならぬ。

第十六条の三十五 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、も、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第十六条の三十六 協会は、市町村長等から第十三条の三又は第十四条の三第三項の規定による屋外タンク貯蔵所に係る審査の委託に係る契約の申込みがあつたときは、正當な理由がなければ、これを拒んではならない。

協会は、前項の契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約に係る同項の審査を行わなければならない。

第十六条の三十七 協会は、第十六条の三十四第一項第一号に掲げる業務（以下「審査事務」という。）の開始前に、審査事務の実施に関する規程（以下「審査事務規程」という。）を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条の三十八 協会は、審査事務規程が、審査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、協会に対し、その審査事務規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

自治大臣は、前項の認可をした審査事務規程

が、審査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、協会に対し、その審査事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十六条の三十九 国及び地方公共団体は、協会の業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

第十六条の四十 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十六条の四十一 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条の四十二 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に自治大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第十六条の四十三 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第十六条の四十四 協会は、資金の借入れ（借換えを含む。）をしようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第十六条の四十五 協会は、その役員及び職員に

とが審査事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、協会に対し、検査員の解任を命ぜることができる。

第十六条の四十六 この法律に規定するもののは、協会の財務及び会計に関する必要な事項は、

第十六条の四十七 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第十六条の四十八 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

第十六条の四十九 協会の解散については、別に法律で定める。

第十六条の五十 中「以下」を「以下この節において」に改める。

第十二条の二十九中「（明治二十九年法律第八十九号）」、「（法人の不法行為能力）」及び「（法人の住所）」を削る。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 解散

第十六条の四十九 協会の解散については、別に法律で定める。

第十二条の二十九中「（明治二十九年法律第八十九号）」、「（法人の不法行為能力）」及び「（法人の住所）」を削る。

認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

第二十一条の二十五に次の二項を加える。

第一号とし、第二号を第一号とし、第四号を第三号とする。

に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

第十六条の二十一の二十三中「（明治二十九年法律第八十九号）」、「（法人の不法行為能力）」及び「（法人の住所）」を削る。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

第二十一条の二十八中第一号を削り、第一号を

第一号とし、第二号を第一号とし、第四号を第三号とする。

かんがみ、屋外タンク貯蔵所の規制を強化するため、市町村長等の委託に基づいて屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査その他検査の充実を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

定期金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額

(当該仮定新法の給料年額、仮定退職年金額の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額

の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金について、前項の規定により改定された額(遺族年金については、その額につき新法第九十三条の五(新法又は施行法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合(同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。)には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

3 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、施行法第一条第一項第十二号に規定する退職年金条例の遺族年金その他の年金に係る給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受けた妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

5 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

6 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日に

掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十一

万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十一

七万五千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上ものに係る年金(イに期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 一万五千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十一

万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三万七千五百円

三 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金

イ 受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、施行法第一条第一項第十二号に規定する退職年金条例の遺族年金その他の年金に係る給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

6 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

7 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

8 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日に

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに期間が九年以上のものに係る年金 二十二万六千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十一

千三百円

おいて現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

8

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条の三の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

9

第三条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2

第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定

定について準用する。

3

前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

4

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

5

昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定を準用する。

6

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日以後、その額を、前条第六項後段の規定を準用する。

7

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日以後、その額を、前条第六項までの規定に改定する。

8

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

9

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項までの規定に改定する。

10

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

11

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

12

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

13

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

14

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

15

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

16

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をそのまま乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

17

前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十一年六月三十日ににおいて現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

18

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項後段の規定に準用する。

19

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項までの規定に改定する。

20

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

21

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

22

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

23

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

24

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

25

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

26

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

27

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

28

沖繩の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第六項の規定に改定する。

の二「第一項」を「第十四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第十二条第三項」を「第十四项第一項各号」に改め、同条第二項中「第十二条第三項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条の四とする。

29

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条の四とする。

30

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

31

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

32

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

33

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

34

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

35

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

36

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

37

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

38

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十四条的四とする。

額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十日までの間の退職に係るもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）について準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金（昭和四十九年四月一日以後の退職に係るもの）を除く。）で、昭和五十一年六月三十日ににおいて現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第六条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間の退職に係るもの（第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該年金の額（その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三条又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の

給料年額若しくは共済法の給料年額（以下この項において「給料年額等」という。）にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該給料年額等が六十万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額）を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二条の七第二項から第五項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日以後の退職に係るもの（第五項の規定の適用を受けるものを除く。）の額の改定について準用する。

4 第一条及び第二条の二を「第十四条」に改め、同表の次に次の「一表を加える。

給 料 年 額	率	金 額
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇一、四三九円未満のもの	一・一〇三	五、一〇〇円
一、一〇一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六一	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三一八、五七一円未満のもの	一・〇四一	一五二、二〇〇円
三、三一八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条の二」を「第九十二条の三」に、「第九十九条」を「第九十九条の二」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「前号」を「イ」に改め、同項第三号中「次に掲げる者」の下に「（第九十八条の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの）」を加え、同条第二項中「第三号」を「第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第三号イ」に改める。

第四十五条第一項中「給付」の下に「（通算遺族年金を除く。次条において同じ。）」を加える。

第四十七条中「又は遺族年金」を「、遺族年金又は通算遺族年金」に改める。

第七十四条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の「一号」を加える。

九 通算遺族年金

第七十六条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の「一項」を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第七十八条第一項ただし書中「三十二万千六百円を五十五万二千円」に改める。

給されている年金で、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

附則第十条中「第十三条まで」を「第十三条まで」に改める。

別表第二、別表第二の二及び別表第一の三中「第十二条」を「第十四条」に改める。

別表第七（第二条の七、第三条の四、第四条の二）を「第十四条」に改める。

三、第五条の二、第六条第七条の四、別表第一の四中「第十二条の二」を「第十四条の二」に改める。

第八条の三、第九条の二、第十条関係

別表第六中「第六条の三」を「第七条の三」に改め、同表の次に次の「一表を加える。

別表第七（第二条の七、第三条の四、第四条の二）を「第十四条」に改める。

三、第五条の二、第六条第七条の四、別表第一の四中「第十二条の二」を「第十四条の二」に改める。

三、第五条の二、第六条第七条の四、別表第一の四中「第十二条の二」を「第十四条の二」に改める。

三、第五条の二、第六条第七条の四、別表第一の四中「第十二条の二」を「第十四条の二」に改める。

三、第五条の二、第六条第七条の四、別表第一の四中「第十二条の二」を「第十四条の二」に改める。

第七十八条の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第八十条第三項第一号及び第八十一条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第八十三条第一項第一号中「二十九万八百円」を「二十九万六千円」に改める。

第八十六条第一項第一号中「組合員となつて一年以上経過した後に」を「組合員期間(通算年金通則法第四条第一項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。)を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあっては、当該公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。)第九十二条第一項及び第二項において同じ。)が一年以上となつた日後組合員である間に改め、同条第二項中「なおつた」を「治つた」に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第九十二条第三款中第九十二条の二の次に次の一項を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付)

第九十二条の三 組合員期間が一年未満である組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。)が一年未満であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるものほか、政令で定めるところによる。

第九十三条の四第一項及び第二項第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条第二項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「三十万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号及び第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第一項本文」を「前条第一項」に改め、「前条第一項ただし書」の下に「(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、同項第一号中「二十九万八百円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、同項第一号中「年数が」の下に「(以上)を」「場合」の下に「及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である場合」を加え、「二十四

万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第八十八条の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第八十九条第五項中「第八十五条」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第九十条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、「五年」に改める。

第八十八条第五項中「第八十五条」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第九十条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、「五年」に改める。

第九十二条第三款中第九十二条の二の次に次の一項を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付)

第九十二条の三 組合員期間が一年未満である組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。)が一年未満であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるものほか、政令で定めるところによる。

第九十三条の三第一項中「三十万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号及び第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に改め、同項第一号中「年数が」の下に「(以上)を」「場合」の下に「及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である場合」を加え、「二十四

万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第八十八条の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第八十九条第五項中「第八十五条」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第九十条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、「五年」に改める。

第八十八条第五項中「第八十五条」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第九十条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、「五年」に改める。

第九十二条第三款中第九十二条の二の次に次の一項を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付)

第九十二条の三 組合員期間が一年未満である組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。)が一年未満であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるものほか、政令で定めるところによる。

第九十三条の三第一項中「三十万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号及び第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「十五年」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、「五年」に改める。

これらの規定にかかわらず、その額を遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者であるときは、その規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条の三各号に掲げる遺族年金の額は、前三項の規定により算定した遺族年金の額とする。

（通算遺族年金）第九十八条 第八十二条第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第九十三条第三号の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する者（厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める法令の規定により当該年金の全部の支給が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。）であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の額は、その死亡した者に係る第八十二条第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条规定及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十一条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第九十九条第一項に次のただし書きを加える。ただし、その遺族が、同一の事由により通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

第四章第三節第四款中第九十九条の次に次の二条を加える。

（公的年金期間を有していた組合員等に係る組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付について）

第九十九条の二 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この款に定めるものほか、政令で定めるところによる。

第七百七条第一項中「前条の規定」として「を

「前条の規定」と、第九十三条の五第一項中「第

九十三条から前条まで」とあるのは「第七百七条の規定により読み替えられた第九十三

条、第九十三条の三及び前条」と、同条第一項

中「第九十三条」とあるのは「第七百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、

「前条第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前条第三号」として「に改める。

四万円」に改める。

第二百二十九条第一項を次のように改める。

長期給付を受ける権利を決定し、又は長期

給付の額を改定する場合において、その決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるとき、又はその全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、これらの長期給付の額に五十円以上百円未満の端数があるときは、又はその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第三百四十二条第三項の上欄中「第九十三条の四第一項」を「第九十三条の四第一項及び第二項」に改める。

第二百四十四条第三項中「三十万円」を「三十

四万円」に改める。

第二百四十四条第三項中「三十一万円」を「三十一

四万円」に改め、同条第二項中「に相当するもの」として「を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第一百六十二条第三項中「(大正十二年法律第四十八号)」を削る。

第八十七条	第八十八条第四項
第九十条第四項から第六項まで	公務業務

第二百二条中「第九十九条」を「第九十九条の二」に改め、同条の表の上欄中「第九十五条の二第二項」を「第九十五条の二第二項」に改め、第九十三条第四号

第二百二条の表第九十二条第一項の項中「な

おつた」を「治つた」に改め、同表中「第九十七

条第一号から第三号まで

公務傷病 業務傷病

第九十一条第二項

第九十五条の二第一項

第九十三条第四号

第二百二条の表第九十二条第一項の項中「な

おつた」を「治つた」に改め、同表中「第九十七

条第一号から第三号まで

公務傷病 業務傷病

附則第十四条第一項中「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」を「二十年」と

あるのは「十五年」と「十五年」とあるのは「二十年」に、「一万円」を「一万九千八百円」に、「六千円」を「九千九百円」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年を超えるときは、五年」を「三十年を超えるときは、五年」に、「五年を超えるときは、五年」を「三十年を超えるまでの期間」の下に「及び三十年」を「超え三十五年」に達するまでの期間」を加え、「第七十八条の三」としてを「第七十八条の三」と、第九十三条の五第一項中「第九十三条から前条まで」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えた第九十三条」として、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えた前項第三号」としてに改める。

退職の日ににおける年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇一

三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四五歳以上五三歳未満	六・六七
五六歳以上六三歳未満	八・八一
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・一四

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第二十九条、第七十九条、第八十一条～第八十七条の第二、第八十八条～第九十一条、第九十二条、第九十三条から前条まで）」に、「三九三、六〇〇円」を「六六九、〇〇〇円」に、「三三一、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「二一四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改め。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第九十二条の二～第九十六条関係）」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第九十九条～第一百五十六条の二）」に改め。

退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、当該地方職員共済組合等は、政令で特別の定めをするものを除き、国の新法の規定の例により、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。第三条の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十年法律第七十号」を「昭和五十一年法律第二号」に改める。

第十二条第十項第一号中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について）」に改め、同項第二号中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるそれを合算した年数と前三号に掲げる期間の年数について）」に改め、同項第八項を次のように改める。

八 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による通算年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。第三十八条第三項第一号中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について）」に改め、同項第四項を次のように改める。

11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号の期間のうちに前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号の期間のうちに前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第十二条第十項第一項中「第七十八条の二」を「第七十八条の二第一項」に改める。

第十三条第一項中「三十一万六千六百円」を「五十五万一千円」に改める。

第二十七条第七項中「退職料の加算率を乗じて得た額に三百分の一」を「退職料の加算率を乗じて得た額に三百分の一」に改め。

第三条の二を第三条の二の二として、第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 前条第一項又は第三項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合（以下この条において「地方職員共済組合等」という。）が支給すべき国的新法の規定による通算退職年金又は恩給組合条例の規定による

ついては、三百分の一」に、「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一」を「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数について）」に改め。三百分の一」に、「百八十分の一・一と三百分の一」を「百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について）」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による通算年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。第三十八条第三項第一号中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について）」に改め、同項第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第四十二条を次のように改める。

（公務傷病による死）者に係る遺族年金の額の最低保障

第四十一条 新法第九十三条第一号の規定によることのない場合は、当該年金を受け取る者には、同条の規定を適用して算定する場合については、同条の規定が適用される場合に算定される年金額（第三十八条の規定の適用が号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの

ついては、三百分の一」に、「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一」を「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数について）」に改め。三百分の一」に、「百八十分の一・一と三百分の一」を「百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について）」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による通算年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。第三十八条第三項第一号中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数と合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数について）」に改め、同項第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第四十二条を次のように改める。

（公務傷病による死）者に係る遺族年金の額の最低保障

第四十一条 新法第九十三条第一号の規定によることのない場合は、当該年金を受け取る者には、同条の規定を適用して算定する場合については、同条の規定が適用される場合に算定される年金額（第三十八条の規定の適用が号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの

額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族(当該年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下この条において「扶養遺族」という。))がない場合又は扶養遺族が一人である場合六十万二三百円

二 扶養遺族が一人以上である場合 六十二万四千二百円

3 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、同項中「六十万円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第九十三条第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定を適用した場合の額)に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち一人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十二条中「二十五万四千四百円」を「三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特例による遺族年金に係る加算)

第四十二条の二 新法第九十三条の五の規定

は、第三十九条、第四十条又は前条の場合について準用する。

第五十五条第三項中「次条及び第五十六条の二」を「及び次条から第五十六条の三まで」に改める。

第五十六条第三項中「第四十一条又は第四十二条」を「又は第四十二条に、「とあり、又は」を「とあり、及び」に改める。

第二章第六節中第五十六条の二の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)

第五十六条の三 第五十五条第一項各号に掲げる者に係る新法第九十七条の二の規定の適用については、同項中「共済控除期間

については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十五条第一項において準用する規定により適用されるもの)」である。

第五十六条の三 第五十五条第一項各号に掲げる者に係る新法第九十五条第一項において準用する規定により適用されるもの(以下この条において「退職年金」という。)の規定の適用については、同項中「共済控除期間」とあるのは、「共済控除期間

(第六十四条第一項の規定により同項に規定する施行法第五十五条第一項において準用する規定により適用されるもの)」とする。

第五十六条の三 第五十五条第一項各号に掲げる者に係る新法第九十五条第一項において準用する規定により適用されるもの(以下この条において「退職年金」という。)の規定の適用については、同項中「共済控除期間」とあるのは、「共済控除期間

規定期により読み替えた第一項」とする。

第六十四条第二項中「対する」を「係る」に、「とする」を「とし、当該被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間に係る第十一條の二第一項の規定の適用については、同項中「共済控除期間」とあるのは、「共済控除期間

(第六十四条第一項の規定により同項に規定する控除期間で第七条第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされる期間を除く。)とする」に改める。

第六十八条第三項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第四項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超えて、第一項において準用する同法第三十九条、第四十条の二、第四十二条及び第四十二条の二)と「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一」とあるのは「同法第五十五条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法第五十五条第一項において準用する同法第十二条第一項各号に掲げる者である場合につけられた第一項の規定により算定した金額から同法第五十六条第一項各号に掲げる金額又は同法第五十五条第一項において準用する同法第十二条第一項各号に掲げる者である場合は、その算定した金額から同法第五十六条第一項各号に掲げる金額の百分の五十」と、同条第三項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 地方公共団体の長であつた期間が十二年を超える八十歳以上の更新組合員に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第八十二条施四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の二条を加える。

3 新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第八十三条第一項中「更新組合員である地方公共団体の長」を「知事等であつた更新組合員」に改め、同条第二項中「第八十三条第二項において準用する前項」との下に「同項各号」

号及び第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「同号並びに同法第八十六条

において準用する同法第八十二条の二及び第八十三条の二」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の五百」とあるのは「同法第八十六条第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の

額の算定につき同法第七十五条の規定の適用を受けた場合又は同法第八十六条において準用する同法第六十九条の二の規定によりその例によることとされる同法第五十六条第一項各号に掲げる者である場合には、その算定した金額から同法第八十六条の規定によりその例によることとされる同法第五十六条第一項各号に掲げる金額又は同法第八十六条において準用する同法第六十九条の規定によりその例によることとされる同法第十二条第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額の百分の五十」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八十条第三項の規定により読み替えられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

十歳以上の更新組合員に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。
第二百三十三条第四項を同条第五項とし、同条第三条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第三项とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三条第一項及び第四十二条の改正規定、同法第四十二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十二条、第八十三条の二、第一百三十九条、第一百四十四条の二、第一百四十九条、第一百五十九条の四第二項、第一百四十三条の四第二項、第一百四十三条规定、同法第八十二条、第一百四十三条の十六及び第一百四十三条の十八の改正規定並びに次条の規定
昭和五十一年八月一日

二条を加える改正規定（同法第一百六条の三に係る部分に限る。）同法第一百二十一条の次に一条を加える改正規定（同法第一百二十二条の三に係る部分に限る。）同法第一百四十三条の十一の改正規定並びに同法第一百四十三条的十九の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第一項附則第四条及び附则第五条の規定
公佈の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（退職年金等の額に関する経過措置）
第二条 第二条中地方公務員等共済組合法第八十六条第一項の改正規定及び同法第一百二条の改正規定（同法第一百二条第一項第一号の改正規定（年数が）の下に「一年以上」を、「場合」の下に「及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である場合」を加える部分に限る。）同法第八十八条第五項並びに第九十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第九十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十三条第三号の改正規定、同法第九十三条の二第一号の改正規定（この号、第三号及び第四号）を「この条及び九十七条の二第三項」に改める部分に限る。同法第九十三条第三项、第八十一条第五项、第八十七条の二（組合員期間の年数が一年未満である者に係る部分を除く。）第九十条第五项、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二項、第九十三条の四及び第九十三条の五（これらの規定を改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）第一百七条第一項、附則第二十条第三项、附則第二十四条第一项、附则第二百二十二条第一項並びに別表第四（改正後の法第一百二十二条において準用する場合を含む。）の規定による。他公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置）
第四条 改正後の法第九十七条の二（改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、附则第一项第三号に掲げる日の前日において准用する場合を含む。の規定による。

（通算遺族年金に関する経過措置）
第五条 改正後の施行法第一十一条第一項若しくは第三項又は第一百四十三条の五第一項若しくは第三項に規定する者は、改正後の法第九十八条の十六及び第一百四十三条の十八の規定は、昭和五十年七月三十一日以後適用する。
二条を加える改正規定（同法第一百二十二条の三に係る部分に限る。）同法第一百四十三条の十一の改正規定並びに同法第一百四十三条の十九の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第一項附則第四条及び附则第五条の規定
（給付に於いても、同年八月分以後適用する。）同法第一百四十三条の十六及び第一百四十三条の十八の改正規定並びに次条の規定
昭和五十一年八月一日

二条を加える改正規定（同法第一百六条の三に係る部分に限る。）同法第一百二十一条の次に一条を加える改正規定（同法第一百二十二条の三に係る部分に限る。）同法第一百四十三条の十一の改正規定並びに同法第一百四十三条的十九の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第一項附則第四条及び附则第五条の規定
公佈の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（挂金の標準となる給料に関する経過措置）
第三条 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第
八十六条第一項第一号又は第九十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、公務又は業務によらない病気又は負傷及びこれらにより生じた病氣（以下「傷病」とい
う。）について附則第一条第三号に掲げる日前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該病による廃疾については、同日以後も、なおその効力を有する。
四条第四項の規定は、昭和五十一年七月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の条例による。

（端数処理に関する経過措置）
第六条 改正後の法第一百四十四条第三項及び第二百四条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事由に基づいて行
う長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事
業年金を支給する。
第七条 改正後の法第一百一十九条第一項（改正後の法第二百二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施
行日」という。）以後に生じた事由に基づいて行
う长期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事
業年金を支給する。

（任意継続組合員に関する経過措置）
第八条 改正後の法第一百四十四条第三項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）
第九条 改正後の施行法第十一条第十項及び第十
二項、第二十一条第七項及び第八項、第三十八
条第三項及び第四項、第六十四条第一項、第六
十八条第三項及び第四項、第七十六条第三項及
び第四項、第八十三条第一項、第九十条第二項
及び第三項、第九十七条第三項及び第四項、第
四条第二項、第五十二条第二項、第八十二条
第二项、第八十三条第一项、第六十四条第一
项、第六十五条第一项並びに別表第四（改正後の法第一
百二十二条において準用する場合を含む。）の規定
並びに第三条の規定による改正後の地方公務員

等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三條第二項、第四十二条、第四十二条の二、第八十二条第一項並びに別表第四（改正後の法第一
百二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、附则第一项第三号に掲げる日の前日にお
いて現に改正前の法の規定による遺族年金を受
ける権利を有する者の当該遺族年金について
は、適用しない。

つばら「を専ら」と改め、同条第七項中「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に改める。第二十四条第一項中「生じた場合に」の下に、「この法律に定めるところにより」を加え、「行なう」を「行なう」に改め、「その請求に基づいて」を削る。

第二十五条の見出しを「(補償の種類等)」に改め、同条中「行なう」を「行なう」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金

第二十五条に次の二項を加える。

2 前項各号(第三号を除く)に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行なう者の請求に基づいて行なう。

第二十八条の次に次の二項を加える。

四 傷病補償年金

第二十八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは

は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つてないこと。
二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして自治省令で定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当するること。

傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による廃疾の程度が次の各号に掲げる廃疾等級(前項第一号の廃疾等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額
第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

三 第三級	平均給与額に二百四十五を乗じて得た額
4 傷病補償年金	受けける者に当該廃疾の程度に応じて、新たに第二項各号に掲げる他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた廃疾等級に応じて傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

五 傷病補償年金の適用の特例

第二十八条の三 公務上負傷し、又は疾病にかかる職員が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなつた場合には、労働基準法の規定の適用については、当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなつた日に

おいて、同項に規定する休業する期間及びその後三十日の期間は、経過したものとみなす。

第二十九条第六項中「行なう」を「行なう」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行なう」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえない」

を「超えない」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない

身体の障害であつて、同表に定める各等級に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害と

同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第四十五条第一項中「この章の規定による補償」の下に「(傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の二項を加える。

3 基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をされたときは、その旨を傷病補償年金を受けるべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならない。

第四十六条中「当該災害に係る」の下に「傷病補償年金」を「について」に、「第十九条の二第二項の規定による額」を加える。

第六十七条第一項中「昭和二十一年法律第四十

九号」を削る。

第四十一条の見出し中「年金たる補償の」を削り、同条に次の二項を加える。
2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第四十五条第一項中「この章の規定による補償」の下に「(傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の二項を加える。

3 基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をされたときは、その旨を傷病補償年金を受けるべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならない。

第四十六条中「当該災害に係る」の下に「傷病補

3 別表第六級の項第三号を次のように改める。
三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

四 一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第六級の項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

三 両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

四 一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)に改め、同条に次の二項を加える。
2 休業補償の額は、同一の事由について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、労働者災害補償保険法別表第一第二号の政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。

別表中「別表」を「別表(第二十八条の二、第二十九条関係)」に改め、同表第一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表第四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同表第五級の項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残しつつ、特に軽易な労務以外の労務に服すること

ができないもの

三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

四 一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第六級の項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

三 両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

四 一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第一号及び第三号を次のように改める。

第四十条第一項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」に改める。

改める。

二 両耳の聴力が四十分セントメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第四号中「に著しい」を「又は精神に」に改める。

別表第九級の項中第一三号及び第一四号を削り、第一二号を第一六号とし、第八号から第一一号までを四号ずつ繰り下げる、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

別表第九級の項第六号の次に次の二号を加える。

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

別表第一三級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げる、第三号までを四号ずつ繰り下げる、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項 ninth 号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

四 十歯以上に対し歯科補綴をえたもの

五 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距

声を解することができない程度になつたもの

七 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距

離では普通の話声を解することができない程

度になつたもの

八 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

九 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距离では普通の話声を解することができない程度になつたもの

十 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二十九条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

二 この法律による改正後の地方公務員災害補償法（以下「新法」という。）第二十九条及び別表の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新法第一条第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 新法附則第八条第一項の規定は、施行日前に係る同項に規定する年金たる補償について適用する。

第五条 施行日前に同一の事由につき旧法の規定による休業補償と旧法附則第八条の政令で定めた休業補償について適用して支給する新法の規定による休業補償の額は、

新法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の

第四条 施行日の前日において同一の事由についてこの法律による改正前の地方公務員災害補償法（以下「旧法」という。）の規定による年金たる補償と旧法附則第八条の政令で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに対するものに対し、同一の事由について支給すべき事由の生じた日（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新法の規定により算定した額が旧支給額以上に属する月の前月分に係るものとの額（以下この項における補償の額は、新法の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

四 五歯以上に対し歯科補綴をえたもの

五 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距

離では普通の話声を解することができない程

度になつたもの

七 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距

離では普通の話声を解することができない程

度になつたもの

八 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距离では普通の話声を解することができない程度になつたもの

九 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距离では普通の話声を解することができない程度になつたもの

十 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二十九条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

二 この法律による改正後の地方公務員災害補償法（以下「新法」という。）第二十九条及び別表の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新法第一条第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 新法附則第八条第一項の規定は、施行日前に係る同項に規定する年金たる補償について適用する。

第五条 施行日前に同一の事由につき旧法の規定による休業補償と旧法附則第八条の政令で定めた休業補償について適用して支給された新法の規定による休業補償の額は、

新法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の

生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

（消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正）

第六条 消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のよう

に改正する。

第七条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正す

る。

第八十六条第一項中「退職の際に受けている者」の下に「（同法の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者を除く。）を、「公務傷病が治つた時の下に「若しくは地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」を加える。

第九十二条の前の見出し中「障害補償年金等」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「障害補償年金又はこれに相当する補償」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する補償」に改める。

第九十三条の二第一項中「こえる」を「超える」に、「障害補償年金又はこれに相当する給付」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する給付」に改め、同条第一項中「障

害補償年金又はこれに相当する給付」を「傷病補償年金又はこれに相当する給付」を「傷病補償年金、障害補償年金等」に改め、同条中「障

害補償年金又はこれに相当する給付」に改める。

第一百六十二条の二の見出し中「障害補償年金」

を「傷病補償年金等」に改め、同条中「障害補

償年金並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

別表第一級の項第四号を次のように改める。

一一 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第一級の項第四号を次のように改める。

「障害補償年金」という。」を「傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償（以下この条において「傷病補償年金等」という。）に、「行なわれる」を「行われる」に、「障害補償年金の額」を「傷病補償年金等の額」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二百二条の表第八十六条第二項の項の中欄中「退職の際に受けている者」の下に「（同法の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者を除く。）」を、「公務傷病が治つた時」の下に「若しくは地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」を加え、同項の下欄中「退職の際に受けている者」の下に「（同法の規定による傷病補償年金を受けている者を除く。）を、「業務傷病が治つた時」の下に「、労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金が支給されることとなつた時」を加え、同表第九十一条第一項の項の中欄中「障害補償年金又はこれに相当する補償」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する補償」に改める。

理由

公務上の災害又は通勤による災害を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、その者に支給する傷病補償年金の制度を創設するとともに、身体障害に対する評価の改善その他補償の内容の改善整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年五月十九日印刷

昭和五十一年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局